

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和3年8月31日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000300 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100048 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 25 年 6 月の標準賞与額を 17 万円に、平成 26 年 6 月の標準賞与額を 18 万円に、平成 27 年 6 月の標準賞与額を 34 万 1,000 円に訂正することが必要である。

平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、平成 27 年 6 月及び平成 29 年 6 月の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、平成 27 年 6 月及び平成 29 年 6 月の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 6 月
② 平成 26 年 6 月
③ 平成 27 年 6 月
④ 平成 29 年 6 月

A 社に勤務していた当時に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金の賞与記録がない。調査の上、賞与の記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した請求期間①から④までに係る賞与明細書により、請求者は、平成 25 年 3 月支給分として 17 万円、平成 26 年 3 月支給分として 18 万円、平成 27 年 3 月支給分として 34 万 1,000 円、平成 29 年 3 月支給分として 30 万円を A 社から賞与として支給され、それぞれの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが確認できる。

賞与の支給日については、A 社は、決算賞与として 3 月に計算するため賞与明細書には 3 月支給分と記載しているが、賃金規程どおりの毎年 6 月に支給している旨回答しており、同社の代表取締役の代行として賞与を手渡しした総支配人の手帳の記録により、平成 26 年 6 月は同月 23 日、平成 27 年 6 月は同月 20 日、また、厚生年金保険被保険者賞与支払届 (令和 2 年 11 月 9 日 B 年金事務所受付) により、平成 29 年 6 月は同月 24 日、さらに、平成 25 年 6 月は支給日が確認できないことから、当該月の末日の同月 30 日を支給日とすることが妥当である。これらのことから、平成 25 年 6 月 (17 万円)、平成 26 年 6 月 (18 万円)、平成 27 年 6 月 (34 万 1,000 円) 及び平成 29 年 6 月 (30 万円) の標準賞与額については、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、また、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、事業主から請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、また、平成 29 年 6 月支払賞与については、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、請求者に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、その結果、年金事務所は、請求者の平成 25 年 6 月、平成 26 年 6 月、平成 27 年 6 月及び平成 29 年 6 月支払の標準賞与額に基づく請求者に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000128 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 2100015 号

第 1 結論

請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 49 年 4 月から昭和 55 年 2 月まで

昭和 45 年に大学に入学し、昭和 49 年に卒業した。その後、昭和 50 年に不動産学校に行き、昭和 51 年から昭和 52 年秋まで大学の聴講生だった。

国民年金の加入手続は、母から昭和 53 年の 10 月か 11 月に行ったとの連絡があった。保険料はこの時に一括で納付したと思われる。年金手帳に「昭和 49 年 4 月 1 日に初めて被保険者になった」と記載されている。加入だけして保険料を払っていないことは考えられない。また、昭和 55 年 3 月分から保険料を払った記録になっているが、支払期限が先に到来する昭和 49 年度分の保険料が納付されていないことに納得できない。請求期間を国民年金保険料の納付済期間に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した昭和 54 年度国民年金保険料領収証書 (A 町発行) では、昭和 55 年 3 月分の保険料について昭和 55 年 4 月 10 日付けの金融機関出納印が押されていることが確認できるものの、昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 2 月までについては、出納印は確認できない。

また、請求者が提出した国民年金納付書・領収証書及び領収済通知書では、B 社会保険事務所 (当時) を取扱庁として、昭和 54 年 4 月から昭和 55 年 2 月までの期間を納付期間とする納付書が発行されたことは確認できるものの、当該納付書に領収印は確認できない。

以上のことから、A 町 (当時) により昭和 54 年度の国民年金保険料納付書が発行されたものの、納付されたのは昭和 55 年 3 月分保険料のみだったために、B 社会保険事務所において昭和 54 年 4 月分から昭和 55 年 2 月分までの過年度分保険料の納付書が発行され、当該納付書に領収印がないことから、当該期間の保険料は納付されたことが確認できない。

また、日本年金機構が保管する請求者に係る国民年金被保険者台帳では、請求期間の保険料納付は確認できない。

さらに、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付したとされる請求者の母親から陳述を得ることができないため、請求者の国民年金保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、請求者が請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (確定申告書等) はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2000305 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2100049 号

第 1 結論

請求期間①について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者の B 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 7 月 3 日から昭和 60 年 3 月 11 日まで
② 昭和 62 年 7 月 26 日から昭和 63 年 5 月 1 日まで

A 社の離職日は昭和 60 年 3 月 10 日、B 社の離職日は昭和 63 年 4 月 30 日であり、それぞれ退職日が違うため、年金記録の資格喪失日を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①において A 社で勤務していたことを示す資料として、同社が「離職年月日昭和 60 年 3 月 10 日」と記載した従事歴証明書を提出しているところ、同社は、請求者から提示された年金手帳と B 社との間にブランクはないとの請求者の話から、退職日を B 社入社日の前日を記載したとしている上、請求者は「臨時雇」として勤務していたが、退社日の記録はなく、請求者に係る賃金台帳、出勤簿等の保管はない旨回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態について確認できない。

また、請求期間①について、請求者の A 社に係る雇用保険被保険者記録はなく、雇用保険の支給台帳全記録照会には、求職申込日は昭和 59 年 7 月 9 日、支給期間は同月 16 日から昭和 60 年 2 月 4 日までと記載されている。

さらに、請求者が A 社において一緒に退職した者として氏名を挙げた 5 名は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日で同資格を喪失し、4 名は雇用保険の離職年月日と符合している上、請求者と同日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した者 2 名は、自分は請求者と一緒に退職したと回答している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

2 請求者は、請求期間②において B 社で勤務していたことを示す資料として、同社が「離職年月日昭和 63 年 4 月 30 日」と記載した従事歴証明書を提出しているところ、同社は、請求者が現場に来て、昭和 60 年 3 月 11 日から昭和 63 年 4 月 30 日までで記入してくださいと言われ記入したとしており、請求者に係る賃金台帳、出勤簿等の保管はなく勤務期間については不明で

ある旨回答していることから、請求者の請求期間②に係る勤務実態について確認できない。

また、請求期間②について、請求者のB社に係る雇用保険被保険者記録はなく、雇用保険の支給台帳全記録照会には、求職申込日は昭和62年7月29日、支給期間は同年8月5日から昭和63年2月23日までと記載されている。

さらに、請求者がB社において一緒に退職した者として氏名を挙げた者は、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日と同日で同資格を喪失し、雇用保険の離職年月日と符合している。

このほか、請求者の主張について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②において厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。